

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年9月19日
【会社名】	塩野義製薬株式会社
【英訳名】	Shionogi & Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 手代木 功
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区道修町3丁目1番8号
【電話番号】	06(6202)2161
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 細貝 優二
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷2丁目17番5号 シオノギ渋谷ビル(東京支店)
【電話番号】	03(3406)8111
【事務連絡者氏名】	広報部 課長 小井手 崇
【縦覧に供する場所】	塩野義製薬株式会社 東京支店 (東京都渋谷区渋谷2丁目17番5号 シオノギ渋谷ビル) 塩野義製薬株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区新栄町2丁目9番地 スカイオアシス栄) 塩野義製薬株式会社 福岡支店 (福岡市中央区長浜1丁目1番35号 新KBCビル) 塩野義製薬株式会社 札幌支店 (札幌市中央区北三条西4丁目1番地1 日本生命札幌ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の福岡支店及び札幌支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1)当該事象の発生年月日

平成26年9月12日

(2)当該事象の内容

当社は、平成26年9月12日、大阪国税局（以下当局）より平成23年3月期から平成25年3月期までの「法人税等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書」を受領いたしました。

平成24年10月、当社は英国製薬会社ViiV社とのパートナーシップでありましたShionogi -ViiV-Healthcareの持分を当社の英国子会社でありますShionogi Limitedへ現物出資しました。

当社は、この現物出資に関する税制上の適格性について事前に当局へ照会し、その確認を得たうえで当該現物出資を行いました。が、当局は事前照会の結論を覆し、当該現物出資は税制非適格に該当するとして課税処分が行われました。

当社は今回の更正処分に対して不服申し立て等の措置を講じていく予定であります。

(3)当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成27年3月期第2四半期決算において、更正処分による追徴税額等約13億円を過年度法人税等として計上いたします。また、今回の更正処分により平成26年3月期の繰越欠損金が消滅することから当該年度の税金費用として約134億円を同じく平成27年3月期第2四半期に過年度法人税等として見積り計上いたします。

以 上